

加古川市危機管理連絡会議設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、加古川市危機管理対策会議が設置されるまでの間で、不測の災害または重大な事件、事象（以下「事件等」という。）の予兆または発生した場合の迅速かつ適切な初動体制を確立するため、加古川市危機管理連絡会議（以下「危機連絡会議」という。）の設置及び運営に関し必要な事項を定める。

(設置)

第2条 危機連絡会議は、事件等の予兆または発生した場合で、各部局において情報共有を要し、所属間での調整が必要であると認められるときに、防災監が設置するものとする。

(危機連絡会議の所掌)

第3条 危機連絡会議においては、次の事項について所掌する。

- (1) 兵庫県及び関係機関等からの情報収集並びに分析
- (2) 配備体制の検討
- (3) 事件等発生後の処理方策の検討
- (4) その他危機連絡会議において必要とする事項

(危機連絡会議の組織)

第4条 危機連絡会議は、委員長、副委員長および委員をもって組織する。

2 委員長は、防災監をもって充てる。

3 副委員長は、防災安全部次長をもって充てる。

4 委員は、次の職にある者をもって充てる。

加古川市次長会議規程（平成元年訓令甲第7号）第2条第1項に規定するもの。

5 委員は、前各号に定めるもののほか、必要と認められる者をこれに充てることができる。

6 危機連絡会議は、委員長が主宰する。

7 委員長は、委員を招集する。また、委員長に事故あるときは副委員長がその職務を代理する。

(危機連絡会議の閉鎖)

第5条 委員長は、危機連絡会議の役割が終了したと判断するときは、危機連絡会議を閉鎖する。

(庶務)

第6条 危機連絡会議の庶務は、防災安全部防災対策課で処理する。

(雑則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成19年1月24日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則
この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則
この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則
この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。